

産業廃棄物処理業の許可に係る 欠格要件について

令和2年1月23日

青森県環境生活部環境保全課

次第

1 欠格要件とは

2 これまでの行政処分事例

3 事例検討

～こんな場合は許可取消になる？

次第

1 欠格要件とは

2 これまでの行政処分事例

3 事例検討

～こんな場合は許可取消になる？

1 欠格要件とは

**悪質な業者を業界から排除するため
廃棄物処理法で規定しているルール**

欠格要件に該当すると・・・

- 許可申請中の場合は不許可
- 許可を持っていても許可取消

廃棄物処理法では

「許可を取り消さなければならない」と規定

欠格要件の対象は？

- 法人（会社等）の場合
 - ・ 法人自体
 - ・ 役員
 - ・ 5%以上の株を保有する株主
 - ・ 使用人（支店長、営業所長等）
- 個人の場合
 - ・ 本人
 - ・ 使用人（支店長、営業所長等）

具体的な欠格要件 (廃棄物処理法第14条V②)

イ① 心身の故障により
その業務を適切に行うことができない者

※ R 1. 1 2. 1 4 改正

○改正前は「成年被後見人」「被補佐人」

○精神の機能障害＋事務の継続が困難

○成年被後見人等の理由で一律的に欠格要件として取り扱わず、適正に業務ができるか
審査→添付書類が増える場合あり

【添付書類】

○変更前

登記されていないことの証明書

○変更後

登記されていないことの証明書

又は

(成年被後見人等に該当する旨の)登記事項証明書

+

業務を適切に行うことが可能であることを証明する書類（診断書、認知症に関する試験結果等）

- ② 破産者で復権を得ないもの
- ③ 禁錮以上の刑で5年を経過しないもの
- ④ **次の法令違反**で罰金以上の刑でその執行を終わってから又は執行を受けることがなくなってから5年を経過しない者

◆法令

- ・ 廃棄物処理法、浄化槽法、環境法令違反（別紙参照）
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反
- ・ 刑法（傷害、現場助勢、暴行、凶器準備集合、脅迫、背任）
- ・ 暴力行為等処罰に関する法律違反

刑法上の刑罰

- 1万円未満の**科料**
- 刑事施設に1日以上30日未満拘留される**拘留**

- 1万円以上の**罰金**

- 刑事施設に拘留されるが労役が課せられない**禁錮**
- 刑事施設に拘留され、かつ労役が課せられる**懲役**
- 受刑者の生命を奪う**死刑**

③はこの部分が該当

④はこの部分が該当

- ⑤ 廃棄物処理法の重大な違反等により許可取消、浄化槽法の業許可取消から5年を経過しない者（一次連鎖許可取消法人の役員等は除く）
- ⑥ 一廃処理業、産廃処理業及び浄化槽法清掃業の許可取消しに係る聴聞通知後、処分決定までに廃止した者でその届出日から5年を経過しない者
- ⑦ ⑥の取消しに係る聴聞通知日60日前以内に廃止した者でその届出日から5年を経過しない者
- ⑧ 不正、不誠実な行為のおそれのある者

□ 暴力団員等

(暴力団を辞めてから5年を経過しない者を含む)

ハ 未成年で法定代理人が「イ、ロ」に該当

ニ 法人で役員又は政令使用人が「イ、ロ」に該当

※政令使用人：本店、支店の代表者

契約の締結権原を有する者

ホ 個人で政令使用人が「イ、ロ」に該当

ヘ 暴力団員等が事業活動支配者

欠格要件に該当したら

欠格要件に**該当した日から2週間以内**に

「欠格要件該当届出書」を提出

→ 様式は、県ホームページに掲載

※ 「心身の故障により

その業務を適切に行うことができない者」

に該当した場合は

遅滞なく 「欠格要件該当届出書」を提出

次第

1 欠格要件とは

2 これまでの行政処分事例

3 事例検討

～こんな場合は許可取消になる？

2 これまでの行政処分事例

◆過去5年間の許可取消処分件数

平成27年度	3件
平成28年度	2件
平成29年度	4件
平成30年度	3件
平成31年度	3件（R1.12月末現在）
<hr/>	
合計	15件

処分理由

- 法人が破産手続開始
- 法人が環境法令違反で罰金刑
- 法人が一廃収集運搬業許可の取消処分
- 法人による不法投棄及び不法焼却（悪質性が重大）
- 暴行で罰金刑に処せられた者が役員就任
- 禁錮以上の刑に処せられた者が役員就任
- 役員が虚偽有印公文書行使等により懲役刑
- 役員が不法焼却により罰金刑
- 役員が傷害により罰金刑
- 株主が不法焼却により罰金刑
- 従業者の不法焼却により法人が罰金刑

次第

1 欠格要件とは

2 これまでの行政処分事例

3 事例検討

～こんな場合は許可取消になる？

Q 1 車両を運転中

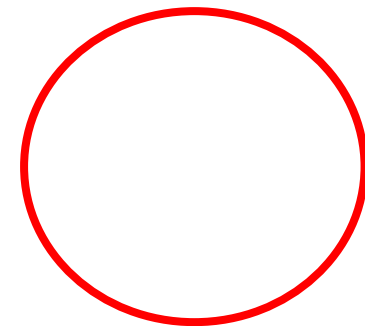
LINEの着信音が聞こえたため

スマートフォンを起動し、メッセージを確認

- 画面を見ていたのは数秒間
- スマートフォンは手に持った状態
- 通話はしていない

A 1 運転中のスマートフォン使用

欠格要件に該当する可能性あり



①スマートフォンを使用した場合

罪名：道路交通法違反（携帯電話使用等(保持)）

罰則：6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

②スマートフォンを使用した結果、事故を起こした場合

罪名：道路交通法違反（携帯電話使用等(交通の危険)）

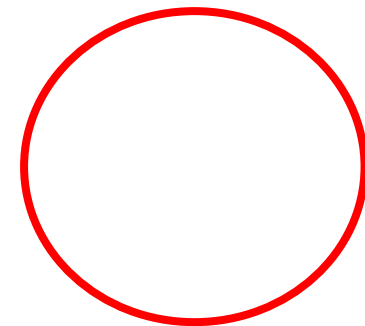
罰則：1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

→懲役刑が確定した場合は欠格要件に「該当」

Q 2 車両を運転中、考え事をしていたため
道路横断者がいることに気づくのが遅れ
ブレーキを踏んだが間に合わず
歩行者に車両をぶつけてしまった・・・。

- ・歩行者の意識はあるものの
頭から出血し、負傷している状態
- ・その場で119番通報（救護措置あり）

A 2 人身交通事故



欠格要件に該当する可能性あり

罪名：自動車の運転により人を死傷させる行為等の
処罰に関する法律（過失運転致死傷）

罰則：7年以下の懲役又は100万円以下の罰金

→**懲役刑が確定**した場合は欠格要件に「**該当**」

注意 通報せずに現場を離れると「**ひき逃げ**」
（道路交通法違反（救護義務違反））

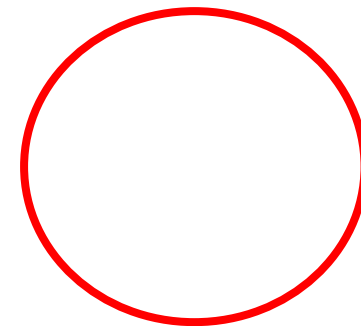
10年以下の懲役又は100万円以下の罰金
が加算される可能性

Q 3 深夜まで飲酒。翌朝、通勤で車を運転したが
誤って、単独事故を起こした
事故処理中、警察官から「酒の臭いがする」
と言われ検査をしたところ
呼気 1 ㍓中0.20m g のアルコールが検知

- ・ 飲酒量も普段と同じ程度で
起床時点で酒が残っている自覚はなし
- ・ 運転も歩行も通常どおり可能

A 3 飲酒運転（二日酔い）

欠格要件に該当する可能性あり



罪名：道路交通法違反（酒気帯び運転）

※呼気1リットル中のアルコール量が0.15mg以上

罰則：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

→**懲役刑が確定**した場合は**欠格要件に「該当」**

注意 アルコールの分解速度は人それぞれ

→俗説（ネットの情報等）は信用しない

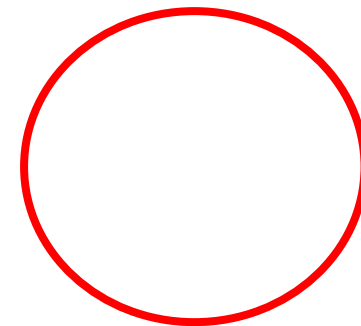
（○時間寝たから、○杯しか飲んでいないから）

Q 4 会社に遅刻しそうになったため
制限速度 40 kmの道路を
捕まらないだろうと思って時速 75 kmで走行

- 道路は見通しのよい直線道路
- 見える範囲に歩行者や走行車両はない

A 4 スピード違反

欠格要件に該当する可能性あり



罪名：道路交通法違反（速度超過：30 km以上）

罰則：6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

→**懲役刑が確定**した場合は欠格要件に「**該当**」

注意 30 km以上超過の行政処分は「6点」

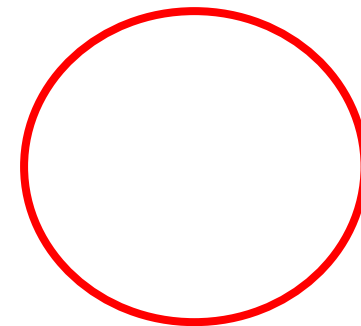
→**一発**免許停止処分

Q 5 産廃収運業の許可を有する建設会社の従業員が
現場で不要になった建材を会社に持ち帰り
敷地内で燃やした

- ・ 焼却行為は長年の慣習
- ・ きっかけは10年前の社長の指示
- ・ 社長は焼却行為を禁止せず黙認
- ・ 行為者は従業員だけ。社長や役員はやらない

A 5 産業廃棄物の不法焼却

欠格要件に該当する可能性あり



罪名：廃棄物処理法違反（不法焼却）

罰則：①焼却行為者

5年以下の懲役又は1000万円以下の罰金

②法人

3億円以下の罰金

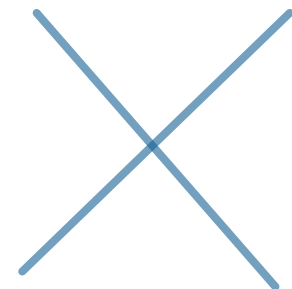
→法人（会社）に対する罰金刑が決定すると
欠格要件に該当

注意 従業員が、**会社の業務として**不法焼却等の違反行為をしたときは
その従業員を罰するほか、その法人に対しても罰金刑を科する

Q 6 産廃収集運搬業者の従業員が
自宅の大掃除で出たゴミを
集積場に持って行くのが面倒になり
自宅の庭で燃やした

- ・ 焼却したゴミは書籍や家具等約 3 0 k g
- ・ 従業員は会社の役員や支店長等ではない
(平社員)

A 6 一般廃棄物の不法焼却 欠格要件に該当しない



(行為者が役員等でなく、法人の関与がない)

ただし、焼却行為は違反！

罪名：廃棄物処理法違反（不法焼却）

罰則：5年以下の懲役又は1000万円以下の罰金等

注意 法人の役員等が不法焼却し

罰金刑以上が決定した場合は欠格要件に該当

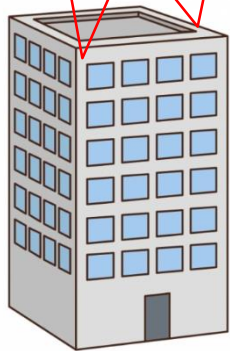
Q 7 産廃処分業者 A 社の役員甲が欠格要件に該当し
A 社は許可取消処分を受けた

- ・ A 社の役員乙は産廃処分業者 B 社の役員を兼任
- ・ B 社の役員丙は産廃処分業者 C 社の役員を兼任

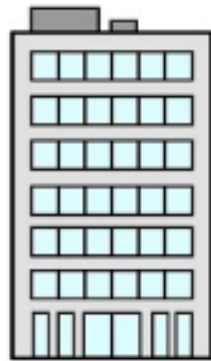
この場合、 B 社と C 社は許可取消になるか？

許可取消

A社



B社



C社



欠格要件該当

役員兼任

役員兼任



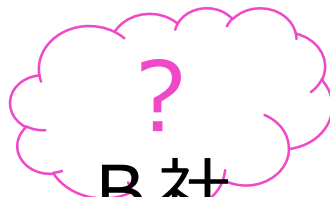
甲



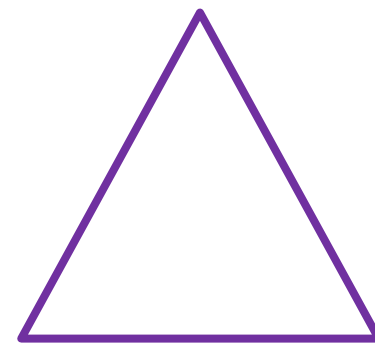
乙



丙



A 7 連鎖取消



◆産廃処分業者 A の許可取消原因が . . .

- ① 廃棄物処理法上の悪質性が重大なものである場合
 - 産廃処分業者 B → 欠格要件に該当する (一次連鎖法人)
 - 産廃処分業者 C → 欠格要件に該当しない (二次連鎖法人)

- ② 廃棄物処理法上の悪質性が重大なものでない場合
 - 産廃処分業者 B → 欠格要件に該当しない (一次連鎖法人)
 - 産廃処分業者 C → 欠格要件に該当しない (二次連鎖法人)

A社



許可取消

B社



許可取消

処分なし

C社



処分なし

欠格要件該当

役員兼任

役員兼任



甲



乙



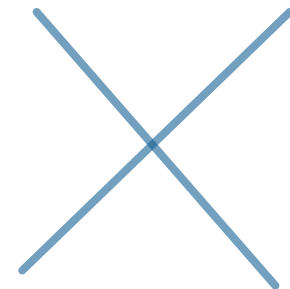
丙

Q 8 産廃収運業者は

過去に執行猶予付の懲役刑となった従業員を
役員として登記した

- 判決は懲役 1 年執行猶予 2 年
- 役員への登用は執行猶予期間経過直後
(事件を起こした時は平社員)
- 従業員は執行猶予期間中に違法行為等をせず
決定から 2 年をもって執行猶予期間は終了

A 8 役員等に関する欠格要件 欠格要件に該当しない



執行猶予期間が終了すると、刑の言渡しは効力を失う



禁錮又は懲役刑に処せられたことがない者になる



欠格要件に該当しない者

注意 判決や執行猶予期間は本人しか知らない
役員を登記する際は確実に確認すること

これらの他に

作業中の事故等の労働災害も

態様や処分結果によっては

欠格要件に該当する場合があります



おわりに

今回の講話内容や配布した資料は
会社に戻ったあとも
教養等の資料に活用してください